平成２２年（フ）第７３号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤2377番地15
債務者　藤原　雄太
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
岐阜市西荘１丁目15番81―308号　ヴィラ中駒
債務者　照井　豊喜
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５７号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街５棟805号
債務者　松田　明子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１号
愛知県豊田市駒新町不毛２番地１
債務者　藤田真佐子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
三重県名張市つつじが丘南１番町117番地
債務者　渡邉麻真子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１９号
三重県名張市桔梗が丘１番町４街区38番地
債務者　福地　秋仁
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２３号
三重県名張市すずらん台西４番町253番地
債務者　小島　茂靖
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２４号
三重県名張市桔梗が丘２番町４街区53番地
債務者　内田香寿美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２５号
三重県伊賀市桐ケ丘８丁目190番地
債務者　鹿島　勝盛
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４６２号
滋賀県甲賀市水口町山2619番地23―201号、前住所滋賀県甲賀市水口町神明２番41号
前々住所滋賀県甲賀市水口町山2619番地10
債務者　近藤ヨシ子こと　安井ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０７号
大津市大石中５丁目６番３号
債務者　オフィスケイアールワークスこと　山口　勝弘
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
滋賀県守山市播磨田町705番地144　第２ＦＵＪＩハイツＣ―101号、前住所滋賀県守山市小島町1352番地８
債務者　鶴田　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
滋賀県守山市水保町1415番地２
債務者　佐々木幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
大津市横木１丁目10番23号　中山荘８号室
債務者　小杉　茂信
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９号
滋賀県甲賀市信楽町柞原761番地
債務者　中井　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
鳥取県米子市永江570番地２　市住52Ｒ―１―204
債務者　丸石　壮市
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７０９号
広島市安佐北区可部南２丁目12番２号
債務者　長尾　眞行
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１０号
広島市安佐北区可部南２丁目12番２号
債務者　長尾貴美惠（旧姓間下）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部